

職務発明モデル規程

— “相当の対価” のルールづくりと発明契約関連書式 —

吉田国際特許事務所 所長 吉田 芳春

■200億円ショックへの対応

今年1月末に相次いで職務発明対価に関する巨額判決が下され、産業界に衝撃を与えた。日立製作所（光ディスク装置）に1億6,280万円、日亜化学工業（青色発光ダイオード）には200億円と、これまでの判例とはけた違いの金額支払いを命じられたことから、今後さらに対価請求訴訟が頻発するのではと多くの企業は戦々恐々である。

特許法35条で規定する「相当の対価」があいまいであるとし、訴訟増加の要因に挙げる声は多く、実際に特許法改正の動きが進んでいる。いずれにせよ、個々の企業としては、職務発明対価に関する社内ルールの整備を急ぐ必要がある。本稿では職務発明規程のモデルを掲げ、また発明に関する各種の書式を例示した。参考にしていただければ幸いである。

また、こうした社内規則の整備と併せて、研究者・技術者の処遇について今一度見直してみる好機かもしれない。一連の職務発明対価訴訟をみていると、報奨金額への不満だけでなく、会社への不満、人事処遇への不満といったものが見え隠れする。発明者と会社に大きな認識のギャップや明らかなズレ違いが生まれてしまった末の訴訟合戦という一面がある。発明は個人の独創性に負うところが大きいわけで、そうした個性の強い研究者・技術者を適正に処遇する仕組みづくりが一層求められている。（編集部）

内容構成

- 1 高額判決
- 2 特許法
- 3 支払方法と平均額
- 4 対価額についての動き
- 5 IBMの考え方
- 6 職務発明に対する処遇
- 7 職務発明規程の整備
 - (1) 職務発明規程
 - (2) 職務発明規程の再検討
- 8 発明契約関連書式
 - (1) 発明届出書
 - (2) 譲渡証書
 - (3) 秘密漏洩防止契約書
 - (4) 発明評価表

『中堅中小企業向け「特許管理」業務完全マニュアル』のお知らせ

吉田芳春（よしだよしはる）

1970年日本大学法学部法律学科卒、76年弁理士登録、80年吉田国際特許事務所開業。88年弁理士会常議員、91年弁理士会特許制度昂揚普及委員会委員長。関東学院大学経済学部講師、中小企業大学校講師、東京商工会議所セミナー講師、産業能率大学大学院講師。

攻めの特許、強い権利取得を基本理念に、豊富な知識と多数の審判・裁判等の実務経験をもち、企業の知的財産権を技術面と事業面からトータル的に確立・支援する業務を多岐にわたり展開している。特に、他社の侵害等のケースを想定した発明の掘り起こしから、特許網の整備を視野に入れた事業性の高い知的財産戦略に精通しており、独自の特許価値評価をマニュアル化した技術調査シート・事業性評価シートは、数々の企業から導入の意向が寄せられるなど、高い評価を受けている。

吉田国際特許事務所

所長：弁理士 吉田芳春

業務開始：昭和55年4月1日

所員：10名

住所：東京都港区虎ノ門1丁目21番19号

秀和第2虎ノ門ビル6F

TEL：03-3501-0454 FAX：03-3501-5816

HP：<http://www.yoshida-ipo.jp/>